

補助金の利用にあたり、**次のことに注意**願います。

○**交付決定前に「契約・発注・着工等」を行うと、補助金の交付対象になりません。**

※解体工事、足場組立も交付決定前には行わないでください。

○**施工前・後写真には、必ず事業番号等を記入したボード等を含めて撮影してください。**

なお、写真がないと補助金が交付できません。

※施工前写真には交付決定の際にお知らせする「事業番号」を写し込む必要があります。

○**出荷証明書は、北海道環境財団指定様式(定型様式8)を使用してください。**

★定期報告アンケートについて★

補助金を受給した補助事業者（居住者等）は事業完了後2年間、エネルギー使用状況の定期報告アンケートを提出する義務があります。

（アンケート結果は環境省に提出されます。）

※交付規程第7条に基づき提出を求めるものであり、提出がない場合、補助金返還の対象となる場合があります。

公益財団法人 北海道環境財団 補助事業部

メール：_danref_ask@heco-hojo.jp

電話：011-206-1573 ※通話料がかかります

【受付時間】 平日10時～17時

